

■ 指定出資法人の経営評価制度について

- 指定出資法人の自主的運営の促進や経営責任の明確化、法人運営の透明性向上を目的に、法人自らが毎年度、経営目標を設定し、その達成状況に基づき評価を行う『経営評価制度』を平成 14 年度から実施。

経営評価制度の概要

- ◇ 「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」の規定に基づき、指定出資法人自らが行う「経営評価」と、同じく条例の規定に基づき知事等が行う「知事等の審査・評価」により構成

I. 経営評価

(1) 目標設定（4月～5月）

- ① 府として法人に期待する役割（ミッション）を提示し、法人所管部局と法人で対応方針、戦略目標（成果測定指標、ウエイト、目標値）を検討
- ② 「出資法人等の経営評価に関する指針」に基づき、「CS（府民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）」、「財務（健全性、採算性）」、「効率性（コスト抑制と経営資源の有効活用、自立性の向上）」の3つの視点ごとに戦略目標を設定
- ③ 審議会での意見聴取、法人の理事会等での手続きを経て、当該年度の経営目標が確定

【戦略目標設定上の主なルール】

- ✓ 戦略目標の中から、当該年度における法人の最重点目標となる成果測定指標を一つ設定
- ✓ 最重点目標は、原則、「CS（府民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）」の戦略目標から設定
- ✓ ウエイトは合計で 100 点となるよう、成果測定指標ごとに設定
- ✓ 最重点目標におけるウエイトは、「30～50」、かつ、他の成果測定指標より上回る配点で設定
- ✓ CS 調査については、原則としてすべての法人で実施し、CS 調査を活用した法人経営を行うよう、要請
また、原則 CS 調査の結果を成果測定指標にするのではなく、何をすれば満足度、不満足度に直結するのかの分析結果をふまえた指標とするよう、併せて要請

(2) 経営評価（7月～8月）

法人自らが前年度の経営目標の達成状況に応じて、以下の方法により、評価点数を算出し、経営全体を分析の上、総合的評価を実施

	目標値が前年実績以上	目標値が前年実績以下
目標達成	ウエイト×1	ウエイト×1
前年実績以上 目標未達	ウエイト×達成状況（係数）※	—
前年実績以下 目標未達	0	0

※ 目標達成状況（係数）＝（当期実績値－前期実績値）／（当期目標値－前期実績値）

II. 知事等の審査・評価（7月～8月）

- ① 法人が行った経営評価の結果を踏まえ、法人所管部局において、評価結果の妥当性及び改善の必要性について、審査を実施
- ② 法人の経営評価及び法人所管部局の審査の結果を踏まえ、行政経営課において、審議会での意見聴取を経て、法人に対する評価、助言等について、法人所管部局へ通知（法人所管部局から法人へ助言等を実施）
- ③ 併せて、評価の結果等、条例で報告を求められる事項について、議会へ報告の上、公表

【参考】大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（抜粋）

（定義）

第二条（略）

2 この条例において「経営評価」とは、あらかじめ知事等が定めて公表する指針(以下「指針」という。)に基づき、法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、当該法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に評価を行うことをいう。

（報告、評価、助言等）

第四条 知事等は、それぞれ所管する府の出資割合が二分の一以上である出資法人に対して、毎事業年度終了後経営評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、指針に基づき、前項の規定による報告について審査を行い、当該出資法人の事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を当該出資法人に対して通知するものとする。

3 知事等は、前項の規定により評価した事項のうち、改善を要すると認めた事項について、当該出資法人に対して助言等を行うとともに、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 知事は、第二項の規定による評価の結果、前項の規定により行った助言等又は講じるよう求めた必要な措置について、議会に報告するとともに公表するものとする。

5 知事等は、それぞれ所管する出資法人等(第一項に規定する出資法人を除く。)に対して、第一項の規定の例により報告を求めるよう努めなければならない。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の報告について準用する。

【参考】出資法人等の経営評価に関する指針（抜粋）

（経営評価）

3 出資法人等は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ当該各号に定める視点から、経営評価を行う。

（1）CS（府民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）

ア 法人のミッションに適った公共的サービスが提供されていること。

イ 法人が提供するサービスは期待される効果を発揮し、府民（利用者）から評価されていること。

（2）財務（健全性、採算性）

ア 財務体質の健全性が確保されていること。

イ 収支状況が適正に推移していること。（採算性が確保されているか。）

（3）効率性（コスト抑制と経営資源の有効活用、自立性の向上）

ア 人件費やその他の経費に関するコスト抑制努力と経営資源の有効活用等による収入確保努力を通じ、効率性が確保されていること。

イ 府財政への依存が抑制され、法人経営の自立性が向上していること

（所管部長等の審査）

4 経営評価を行った出資法人等を所管する部（大阪府組織条例（昭和28年1月5日大阪府条例第1号）第1項から第9項に規定する部をいう。）の長（教育庁にあっては、出資法人等を所管する室課（大阪府教育委員会通則（昭和24年大阪府教育委員会規則第1号）第8条第2項に規定する室又は課をいう。）の長。以下「所管部長等」という。）は、それぞれの所管する出資法人等について、当該出資法人等を指導及び監督を行う立場から、経営評価の結果の妥当性及び改善の必要性について、前項各号に掲げる視点ごとに審査を行う。

（評価及び助言等の実施）

5 財務部行政経営課長（以下「行政経営課長」という。）及び教育庁教育次長（以下「行政経営課長等」という。）は、出資法人等が行った経営評価及び所管部長等の審査の結果を踏まえ、公認会計士等外部の専門家の協力を得て、それぞれが所管する出資法人等の事業の実施状況、経営状況その他の事項について、次の各号に掲げる観点から評価を行う。

（1）事業の実施状況及び経営状況に関し特に改善が必要な状況にある項目の有無

（2）今後の法人のあり方を考える上での十分な課題認識及び対応方針の有無

（3）経営評価及び第4項の審査の結果に基づく助言等が必要な課題及び必要な措置を講じるよう求めるべき課題の有無

（4）評価の結果等に基づく法人への関与の見直し等の検討の必要性

- 6 行政経営課長等は、前項各号に掲げる観点からそれぞれが所管する出資法人等に係る評価及び助言等の案を作成し、大阪府指定出資法人評価等審議会の意見を聴く。
- 7 行政経営課長等は、評価の結果及び助言等について、所管部長等に通知する。
- 8 所管部長等は、第4項の審査及び評価の結果及び助言等を出資法人等に対し通知するとともに、助言等を行う。

(評価結果等の報告及び公表)

- 9 行政経営課長は、出資法人等の事業の実施状況、経営状況その他の事項に関する評価並びに当該評価に基づき行った助言等及び講じるよう求めた必要な措置をとりまとめ、議会に報告するとともに、その内容を公表する。